資料3

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の見直しの方向性（案）

令和８年10月26日

内閣府　科学技術・イノベーション推進事務局

大綱的指針の位置付けについて

取組経過

研究開発評価に関しては、第１期科学技術基本計画において、「研究開発機関及び研究開発課題について、評価の在り方を抜本的に見直し、適切な評価の仕組みを整備し、厳正な評価を実施」することが求められたことから、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成９年８月７日内閣総理大臣決定）を策定して、研究開発評価の導入と定着化を推進してきた。

その後、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」と名称を変更した上で、基本計画の改定等に合わせて内容を変更し、評価システムの改革等を推進してきた。

科学技術・イノベーション政策をめぐる動向

イノベーションという概念が経済や社会の大きな変化を創出する幅広い主体による活動と捉えられるようになり、科学技術・イノベーション政策も、**研究開発だけでなく、社会的価値を生み出す政策へと変化**してきた中で、2020年には科学技術基本法が改正され、名称も「科学技術・イノベーション基本法」に改められた。また、**人文・社会科学の「知」と自然科学の「知」との融合**が求められるようになった。

さらに、基礎研究から社会実装に至るまでの時間軸が大幅に短縮され、科学とビジネスが近接化するとともに、ディスラプティブ・テクノロジーをめぐる実装競争が激化していることを踏まえ、第７期「科学技術・イノベーション基本計画」では、**基礎研究・学術研究の推進・強化**や、**イノベーションエコシステムの形成**を図るといったことが強く打ち出された。

大綱的指針において重視すべき視点

個別の研究開発の成果が、こうした**上位の施策・政策の目的**にどのように寄与するかを確認するべきではないか。

研究費支援、規制・制度改革といった**政策手段の組合せ（政策ミックス）**による相互作用も評価するべきではないか。

複数のアプローチの組合せ（ポートフォリオ）によって、挑戦を促しつつ、不確実性にも対応し、全体として目的に寄与できているかを評価するべきではないか。

研究開発評価の位置付けについて

評価の意義・目的

現行の大綱的指針においては、評価結果の活用について、次のように言及されている。

- ●政策・施策等の改善や次の政策・施策等の立案に反映する
- ●評価結果を発信することで、研究開発への国費投入等に関する国民に対する説明責任を果たす
- ●研究開発の質の向上のための助言等をする
- ●予算、人材等の資源配分へ反映する

また、こうした取組が、研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発・研究者の発掘、研究者の意欲向上（インセンティブ確保）等につながり、政策の効果的・効率的な推進に寄与するものと考えられている。

評価の意義・目的として、追加的に考慮すべき観点はないか。例えば、評価結果の発信については、説明責任や評価そのものが目的化しないように留意すべきではないか。

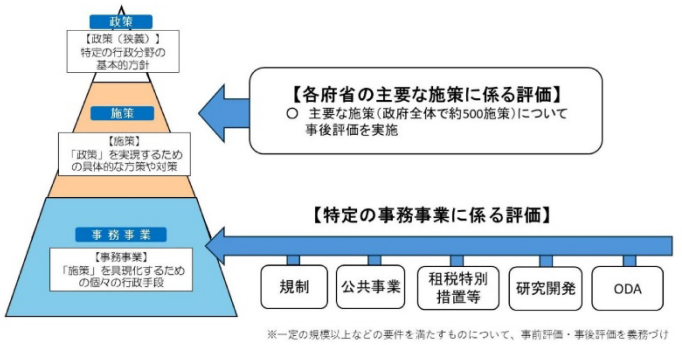
評価の枠組み

研究開発評価については、研究開発を推進する側を評価するもの（研究開発に関連する政策の評価）と研究開発を実施する側を評価するもの（研究開発に関連する活動や能力の評価）に大別することができ、次のように改めて整理することができるのではないか。

また、現状では、評価対象として新たに追加すべきものも想定されないことから、現行の枠組みを維持することを前提としてはどうか。ただし、用語の分かりにくさもあることから、政策や事務事業等の階層構造も踏まえ、名称・定義や相互の関係性を整理する必要はあるのではないか。

評価の種類	評価対象	主な評価実施者	主な被評価者
研究開発に関連する政策の評価	研究開発プログラム	府省、資金配分機関	同左（自己評価）
研究開発に関連する活動や能力の評価	研究開発課題	府省、資金配分機関	研究開発の実施者
	研究者等の業績	研究開発機関等	研究者等
	研究開発機関等	研究開発機関等	同左（自己評価）

※必要に応じて、外部専門家や第三者評価機関が評価を行うことも想定される。



各行政機関の政策体系（出典：総務省HP）

大綱的指針の見直しの方向性（盛り込むべきポイント）

● 大綱的指針については、従前と同様に「第１章 基本的な考え方」と「第２章 対象別評価の実施」の２章構成とし、以下の方向性で見直してはどうか。

第１章　基本的な考え方

① 政策評価との連携

・証拠に基づく政策立案（**EBPM**）**の推進**、政策評価制度・**行政事業レビュー**と研究開発評価の効率的な実施

・政策手段の多様化（**大規模プロジェクト**、社会実装、規制改革等）への対応

② 国際的な研究評価改革の潮流（RRA等）

※ Responsible Research Assessment　責任ある研究評価

・**論文指標偏重からの脱却**と、多様な成果・活動の適切な認知への転換（質的評価の重視）

・**挑戦・協働・知識共有を促す**研究文化の形成の重視

③ 社会環境・研究環境の変化

・**第６期**及び**第7期科学技術・イノベーション基本計画**の考え方への対応

・**AIの急速な活用拡大**による研究方法・成果形態の変容や、**オープンサイエンスの進展**と研究データ・知識共有の重要性の高まり

④ 現行の指針の課題

・評価の重複や過重負担による研究者・研究開発機関及び評価者の疲弊（いわゆる「**評価疲れ**」）

・用語・対象範囲の分かりにくさ（「研究開発評価」と「研究開発に関する政策評価」の混在）

●その他、指針改定の背景や、今後のフォローアップに関しても言及を予定。

第２章　対象別評価の実施

●主に基本計画の考え方や国際動向を踏まえて、次ページ以降にあるような事項を盛り込むべきではないか。また、他にはどのような事項が考えられるか。

盛り込むべきと考えらえる具体的な事項①

具体的な事項	基本的考え方	プログラム評価	研究課題評価	研究者評価	機関評価
大綱的指針の対象と評価の区分 ・国費を用いて実施・推進する研究開発を基本的な対象 ・関係する府省、資金配分機関、大学・研究機関、研究実施者等の役割を示す。 ・**大綱的指針が対象とする評価を「研究開発評価」と「研究開発に関する政策評価」に大別して整理**を行う。	●				
評価の目的	●				
改定の背景	●				
大綱的指針のフォローアップ ・大規模研究開発の評価等を通じて、府省の評価手法への助言を行う。必要に応じて大綱的指針の見直しを行う。	●				
「研究開発評価」の観点					
国際的な研究評価改革の潮流（RRA等） ・**論文指標・定量的評価への過度な偏重からの脱却を行う** ・**挑戦・協働・知識共有を促す**研究文化の形成の重視	●	●	●	●	●
若手研究者の支援 ・サステナブルな人材エコシステムを構築していくため、**若手本人への支援的評価、育成・メンタリングへの貢献の評価**、機関や事業が整える育成環境の評価を、対象と責任主体に応じて位置づける。（研究者評価、機関評価） ・若手研究者による挑戦的・萌芽的な研究、既存の学問体系の変革を目指す研究、国際性の高い研究について、短期成果への偏重、過度の競争等、望ましくない影響を点検できているかを評価する。（プログラム評価、研究課題評価）		●	●	●	●
多様な観点での研究開発評価 ・分野横断・融合、**総合知、ジェンダードイノベーション、倫理的・法的・社会的課題（ELSI）**等、評価において多様な観点を考慮する。	●	●	●		
オープンデータ・オープンアクセス ・**多様な主体が自発的に研究活動に参画し活躍できる環境を整備するため、成果・データ・方法の共有**と、研究の再現性・信頼性の確保への貢献を認知し、機関・事業による環境整備と結び付けることができているか評価する。 ・研究成果を広く国民に還元するとともに、その共有・公開を通じて自由な利活用を図り、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献するため、**学術論文等の即時オープンアクセスの推進**を評価する。 ・研究成果・データの公開のあり方は、その特性、知的財産、個人情報、研究セキュリティ等を踏まえて判断する。	●				●
新領域支援及び融合研究の推進 ・研究機関における組織・分野を超えた多様な研究者間ネットワーク形成支援や**融合研究をけん引するリーダー人材を育成**するため、性別、分野、所属、キャリア段階等による不当な偏りを避け、多様な人材が力を発揮できる環境を評価する。		●	●		●

※実際の評価における考慮事項は、事業の目的や研究開発機関の役割に応じて判断すべきであり、あらゆる評価で全ての事項を求めるものではない。

盛り込むべきと考えらえる具体的な事項②

具体的な事項	基本的考え方	プログラム評価	研究課題評価	研究者評価	機関評価
研究者の研究時間の確保 ・研究者がより研究に集中できる環境を整備するため、**研究時間の確保**、雇用・キャリアの安定、共用研究設備へのアクセス、国際経験を得る機会、研究支援人材の確保等、研究開発の質と能力形成を支える条件に着目する。		●			●
国際ネットワークの構築 ・国際ネットワーク構築の観点で、優秀な人材を惹きつけるとともに、我が国に留まり活躍できるようにするため**国内外への開放性を持った魅力ある研究環境の構築**を評価する					●
高度専門人材 ・多様な科学技術人材が、その能力を存分に発揮できる環境を構築するため、**高度専門人材（研究開発マネジメント人材、技術職員等）、科学技術と社会をつなぐ人材の育成・確保・活躍促進**を評価する				●	●
AI for Science ・研究開発におけるAI・データの活用による方法・成果・役割の変化を踏まえ、研究内容の妥当性、信頼性、多様な貢献を適切に判断できる評価へ更新す	●	●	●	●	●
先端研究設備等の整備・共用・高度化の推進 ・全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するための**先端研究設備等の整備・共用（先端研究開発環境の整備に関する事業）・高度化**を評価する。					●
産業競争力の強化 ・重要技術について、その事業の目的に応じて、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性・不可欠性の確保に資する取組であるかを評価する。		●	●		
重要技術の流出防止 ・重要技術の流出防止を図るため、リスク軽減措置を実施するといった、**研究セキュリティの確保に関する取組**を評価する。	●			●	●
研究開発成果の社会実装 ・産学連携の質と規模の拡大、スタートアップによるオープンイノベーションの促進のため、研究開発成果の社会実装について評価する。	●				●
知財・標準化戦略 ・研究開発成果を知財の創出・保護や標準策定に円滑につなげることができているかを評価する。	●			●	●
アジャイル対応 ・研究の目的、性格、分野、発展段階に応じて、研究内容の質・独創性・意義・将来性を判断し、研究内容や実施方法の改善につなげる。研究の長期性・不確実性・挑戦性を踏まえ、計画変更、目標未達から得られた知見、予期しない成果も適切に評価する。	●	●	●		

※実際の評価における考慮事項は、事業の目的や研究開発機関の役割に応じて判断すべきであり、あらゆる評価で全ての事項を求めるものではない。

盛り込むべきと考えらえる具体的な事項③

具体的な事項	基本的考え方	プログラム評価	研究課題評価	研究者評価	機関評価
「研究開発に関する政策評価」の観点					
第６期基本計画で示された新しい考え方の対応 ・トランスフォーマティブ・イノベーション政策については、個別技術の成果に加えて、社会システムの変化と政策目的への寄与を捉えて評価する。	●	●			
（再掲）産業競争力の強化 ・重要技術について、その事業の目的に応じて、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性・不可欠性の確保に資する取組であるかを評価する。		●	●		
「評価疲れ」に対する対応 ・現行の大綱的指針で「必要に応じて」と記載されている場合について、評価実施主体において必要かどうかの判断が難しく、結果的に評価業務が増加しているとの声を踏まえ、不要となるケースは実施しなくてよい旨を明確にする。	●				
EBPMの位置づけの明確化 ・立案段階から、目的、政策手段、アウトプット・アウトカムの関係と仮説を明確にし、ロジックモデル等を活用する。意思決定に必要な情報、評価・モニタリングの方法、データ収集を設計し、**EBPMを推進**する。		●			
政策手段の多様化への対応 ・競争的資金に加え、委託研究、**大規模プロジェクト**、基盤整備についても、推進主体の戦略やマネジメントを評価する。 ・大規模・府省横断の取組では、国全体の目標への寄与、役割分担、責任、資源配分、横断的な評価体制を検討する	●				
プログラム評価の位置づけの明確化 ・現在、プログラム評価については柔軟な運用が行われているため、**プログラム評価については、政策評価や行政事業レビューの内容による代替を可能とする**。 ・重要性の高い研究開発については、上位施策との関連性を明らかにした上で、体系的な調査分析を実施し、その結果を政策評価制度に基づく評価や行政事業レビューの根拠として活用する。	●	●			
新たな評価方法の試行・検証 ・ナラティブ形式、審査方法の工夫等について、評価の目的や対象の特性に応じて試行し、その効果、負担及び偏りを検証する。	●				

※実際の評価における考慮事項は、事業の目的や研究開発機関の役割に応じて判断すべきであり、あらゆる評価で全ての事項を求めるものではない。